

○厚生労働省告示第三百六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第三百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から適用する。

平成二十七年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の一号を加える。

六十一 コラーゲン半月板補填材を用いた半月板修復療法 半月板損傷（関節鏡検査により半月板の欠損を有すると診断された患者に係るものに限る。）